

看護職員定着促進支援事業（アウトリーチ型支援）について

1 事業目的

二次医療圏ごとに東京都看護師等就業協力員を配置し、各施設が実施する看護職員確保に向けた取組を支援することにより、看護職が就業を継続できる仕組みを構築し、都内の看護職員の定着促進を図ることを目的としています。

2 事業概要

東京都看護師等就業協力員が都内病院を巡回訪問し、勤務環境改善や研修体制構築に向けた施設の取組に対して助言・相談等を実施。

※東京都が東京都看護協会に委託、東京都ナースプラザで実施。

※看護師等就業協力員とは

看護師等の就業の促進、看護師等の確保に関する施策及び看護に対する都民の関心と理解の増進に関する施策を行う者として都が委嘱した者。（「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第 11 条第 1 項）

（1）対象施設

200床未満の病院

※ただし、平成27～30年度中に「看護職員定着促進のための巡回訪問事業」にて支援対象であった病院は、看護管理者が支援当時と変更になった場合を除き、対象外です。

（2）支援内容

看護職員の確保、定着に資する対象施設における個別具体的な課題

- ・ 職員の教育体制
- ・ 研修
- ・ 委員会活動
- ・ 業務改善
- ・ 職員募集、広報
- ・ 働きやすい職場づくり
- ・ その他、施設の要望に応じ対応可能な内容

（具体例）

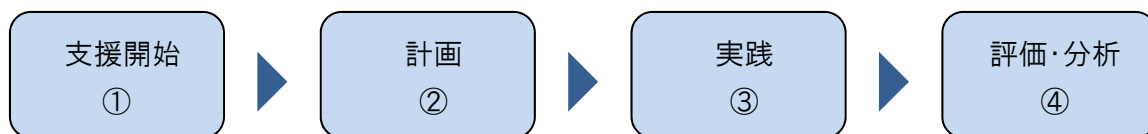
- ・ 教育体制の構築にむけた各マニュアル等の整備支援
- ・ 施設内での研修開催に向けた企画から評価までの支援
（接遇、コミュニケーション、看護記録 等に関する研修 他）
- ・ 業務マニュアル作成支援（委員会、看護補助者 他）
- ・ 医療圏等において共通の課題となっている研修開催に向けた企画から評価までの支援
（中途採者の定着、他職種とのコミュニケーション、暴言・暴力への対応 他）

（3）費用

無料でご参加いただけます。

(4) 支援の流れ

1年間で課題解決まで支援します。



- ① 支援決定病院に対し、就業協力員が支援窓口の責任者（看護部長等）と連絡を取り初回訪問日時を決定します。（初回訪問時は、病院の現状を把握）
- ② 支援窓口の責任者は、看護師等就業協力員と相談し、課題解決に向けた計画を立案します。
- ③ 立案した計画を基に実施します。病院には、月1回を目安として訪問しますが、課題の進捗状況に応じ、訪問回数を変更します。
- ④ 支援窓口の責任者は、看護師等就業協力員と相談し、支援した活動を評価・分析します。

3 申込方法

- ①毎年、東京都ナースプラザが指定した期間中に申し込みをお願いいたします。
- ②申込期限後も、新たに支援を希望する施設は、東京都ナースプラザにご相談ください。
なお、本事業は1年間で課題を解決することとしておりますので、可能な限り4月から支援を受けていただくよう、お願いします。
- ③支援をご希望の場合は、施設長の承諾を得て、応募票をご提出ください。

4 その他

本事業は、東京都歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に実施します。

5 提出先及び問い合わせ先

公益社団法人東京都看護協会・東京都ナースプラザ
看護師等確保対策係 増山、柴野
電話 03-6276-1718
ファクシミリ 03-6276-7701